

平成30年2月28日

組合員の皆様へ

のぞみ信用組合

所在不明の組合員に対する除名についてのお知らせ

当組合では、平成27年9月1日付の定款変更により、所在不明組合員を除名できる対象者としております。

これにより、下記に該当する組合員の方は平成30年6月開催予定の通常総代会での決議により除名となることがございます。

つきましては、住所等を変更された組合員の方で当組合への届出住所等の変更手続きを行っていらっしゃらない方は、速やかに変更手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

記

所在不明組合員とは、当組合で所在が把握できない組合員の方で次の①～③の全てに該当し、且つ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた方をいいます。

- ①5年以上継続して当組合の事業を利用していない方
- ②当組合の通知又は催告が5回以上継続して返戻された方
- ③当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方

※除名の手続きにつきましては、平成30年4月下旬にお知らせする予定（店頭掲示・ホームページ掲載）でございます。

以 上

お問合せ先

のぞみ信用組合 本支店

または 総務部（電話：06-6944-2102）

受付時間 当組合営業日の午前9時～午後5時